

純真学園大学大学院 学位論文審査基準・修士論文等発表会審査基準

(趣旨)

第1条 純真学園大学大学院学位審査規程第6条の規程に基づき、純真学園大学（以下「本学」という。）大学院保健医療学研究科における修士の学位論文審査基準について定める。

(修士課程)

第2条 修士課程における学位論文審査では、本学大学院学位授与の方針（ディプロマポリシー）等を踏まえ、論文等の内容が以下の要件を満たし、当該領域において十分な研究能力を習得しているかという観点で審査する。

- (1) 学問的価値・有用性
- (2) 文献検討の適切性
- (3) キーワードや概念の定義の適切性
- (4) 研究デザインの適切性
- (5) 研究方法の適切性
- (6) 論理性の確保
- (7) データ収集・分析・解釈の妥当性
- (8) 論文等の構成と形式・表現の適切性
- (9) 研究発表と質疑応答の適切性

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

この基準は、令和7年4月1日から施行する。